

平成 18 年 度

『山形県商工業振興資金』のご案内

県内企業の経営の安定や競争力の強化のために必要な資金を融資します。本県商工業の振興と地域経済の活性化を目的としています。

融資財源に**県の資金を活用**することにより、**低利融資**を実現しています。(注)

(注) 産業立地促進資金は市町村の資金も活躍します。

本制度をご利用いただける方

ご利用いただけるのは、原則として、県内に本店（又は主たる事業所）があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者です。

中小企業者とは

- 製造業等 資本金3億円以下又は従業員300人以下
- 卸売業 資本金1億円以下又は従業員100人以下
- サービス業 資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
- 旅館業 資本金5,000万円以下又は従業員200人以下
- 小売業 資本金5,000万円以下又は従業員50人以下

※資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば、該当します。

信用保証制度について

信用保証協会では、中小企業者が融資を受ける際に信用保証を行っております。信用保証制度を利用するために必要となる連帯保証人の基準が改正され、平成18年4月から、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となりました。

商工業振興資金と一緒に利用する場合には**県と市町村が、信用保証料を一部支援**します。

まずは金融機関にご相談ください。

取扱金融機関

山形銀行、荘内銀行、山形しあわせ銀行、殖産銀行、山形信用金庫、米沢信用金庫、酒田信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫、山形中央信用組合、山形庶民信用組合、北郡信用組合、山形第一信用組合、商工中金山形支店・酒田支店

金融機関以外の相談窓口

県庁 産業政策課	023-623-2359	村山総合支庁商工労働観光課	023-621-8442
	又は2135	最上総合支庁商工労働観光課	0233-28-1535
村山地域中小企業支援センター	023-623-5842	置賜総合支庁商工労働観光課	0238-26-6045
最上地域中小企業支援センター	0233-28-8227	庄内総合支庁商工労働観光課	0235-66-5489
置賜地域中小企業支援センター	0238-26-4840	山形県信用保証協会	023-647-2240
庄内地域中小企業支援センター	0235-66-4796	最寄りの商工会議所又は商工会	